

「府立博物館等を核とする誘客促進事業」に係る 業務委託仕様書

1. 業務名

府立博物館等を核とする誘客促進事業

2. 業務目的

大阪府では国内外からの多くの来阪者に大阪の歴史文化を楽しんでいただくため、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館・大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、日本民家集落博物館の博物館等（以下、「府立博物館等」という。）に新たな魅力を付加し、ブランド力を向上させるとともに、府内の文化財への観光誘客が促進するための取り組みを進めます。

本事業では、府立博物館等への誘客促進に向けた調査を目的に、マーケティング調査、文化観光に資する魅力的なコンテンツの検討、コンテンツの試験的实施（モニターツアー・周遊イベント・参加体験型イベント）による効果測定を行います。

本事業で得られた様々なデータを総合的に分析することで、府立博物館等への誘客促進のために必要な方向性を検討し、今後府内の博物館や文化財の観光活性化に資するため、府内全域に拡大していくことをめざします。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金曜日）まで

4. 委託上限額

62,427,000 円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 履行場所

a)～c) の対象施設を主とし、必要に応じて府立博物館等の周辺に所在する、文化財・観光施設・地域資源等（以下「文化観光資源」という。）と連携して実施する。

a) 大阪府立弥生文化博物館（和泉市）

b) 大阪府立近つ飛鳥博物館・大阪府立近つ飛鳥風土記の丘（河南町・太子町）

c) 日本民家集落博物館（豊中市）

上記対象施設の概要は「別紙：各博物館施設等の概要について」を参照のこと。

6. 委託業務内容及び提案を求めること

(1) 府立博物館等への誘客促進に向けた調査

既存資料調査、現地調査、マーケティング調査等により、以下について5. a)～c) の対象施設毎に整理すること。

ア) 観光分野における府立博物館等の現状とポテンシャル

イ) 府立博物館等との連携や周遊が可能な文化観光資源

ウ) 府立博物館等に対する外国人観光客・新規来訪者・リピーターのニーズ

【調査項目例（参考）】

- ・対象施設への人流波動調査、周辺地域の国内外からの観光客の訪問状況や移動状況、周辺観光施設への入込客数、宿泊状況等の観光動向
- ・対象施設や周辺観光施設の受入意識、外国語対応状況
- ・来館者へのアンケート調査、来訪を期待する客層への調査

【留意点】

- ・調査内容はあらかじめ発注者と協議の上実施すること。
- ・現地調査の実施にあたっては、あらかじめ施設管理者と調整を行い、必要な許可を得ること。必要に応じて、近隣や土地の所有者等と調整し理解を得ること。
- ・検討の進捗に応じて必要となった調査項目は、上記に関わらず適宜、追加すること。
- ・調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）については、統計学的に有意であること。
- ・調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形とすること。

提案を求める内容（１）

府立博物館等および周辺の文化財等への誘客や周遊促進の方向性を検討するために必要な、調査分析の進め方、調査手法、調査項目等について、ノウハウや知見を活かして、具体的な内容を提案してください。

（２）府立博物館等への誘客促進に向けたコンテンツの検討

府立博物館等への誘客につながる、魅力的で新規性の高いコンテンツを5、a)～c)の対象施設毎に検討する。内容は、各施設が所有する文化財等がもつ固有の価値、各施設の周辺地域の歴史文化などを理解したうえで提案されるものが望ましく、以下の内容を反映させること。

ア) 新規来訪者への誘客やリピーター獲得のつながるコンテンツ

イ) インバウンドの誘客のためのコンテンツ

ウ) 府立博物館等の周辺に所在する文化観光施設と連携し、周遊促進につながるコンテンツ

【コンテンツの条件】

- ・対象施設を本来用途のみだけではなく、特別な体験ができる場所として活用できるもの。
（例：特別な歴史体験、夜間活用、ユニークベニュー）
- ・各施設が所有する文化財が持つ、固有の価値への理解が促進されるような、文化観光コンテンツとすること。
- ・対象施設や周辺の文化観光資源を含む、既存の資源を高付加価値化し、文化振興・観光振興・地域活性化の好循環につながるものとする。

【留意点】

- ・発注者と協議の上、必要に応じて（１）の調査成果を踏まえて、誘客効果がより見込まれるコンテンツ内容を具体的に検討すること

提案を求める内容（２）

- ・事業趣旨を十分に理解した上で、各府立博物館等の特長を活かした、誘客につながる工夫が盛り込

まれた、魅力的な新コンテンツの素案を提案してください。

・想定するターゲット、博物館が所有する活用が見込まれる文化財、連携や周遊することが望ましい周辺の文化観光資源など、複数の観点で誘客が見込まれるコンテンツの素案を提案してください。

(3) 府立博物館等を核とした新コンテンツの試験的实施・広報

(2) で検討された新コンテンツのうち、発注者との協議により選択されたものを活用し、下記の3事業を試験的に実施し、誘客効果を測定する。

①対象施設を核として国内旅行者とインバウンドを招待して行うモニターツアー

②日本民家集落博物館を核として周辺の文化観光施設と連携した周遊イベント※

③日本民家集落博物館が有する文化財等を活用した参加体験イベント※

※②③のイベントは、「日本民家集落博物館」を対象に実施する。

① 府立博物館等を核としたモニターツアー

(2) で検討された新コンテンツの中から、5. a)~d)の対象施設毎に、国内旅行者向け1つ以上、インバウンド向け1つ以上のツアー化を行い、参加対象者を募り、モニターツアーを実施する。ツアーは各博物館の特長を生かした、異なる内容で実施し、参加者から得た満足度や適正価格などの評価に基づき効果検証する。

【留意点】

- ・インバウンド向けツアーのモニターは、日本に在住する外国人とすることも可能とする。ただしアジア圏及び欧米豪圏の中から偏りのないモニターを選定するなど、参加者の多様性を確保すること。
- ・大阪府立弥生文化博物館と大阪府立近つ飛鳥博物館は、改修工事に伴い、一部の展示室を閉室・休館を予定している期間がある。期間とエリア(別紙に掲載のフロアマップ参照)は以下の通り。時期とエリア(別紙に掲載のフロアマップ参照)は以下の通り。

モニターツアーの開催時期や施設利用箇所について留意すること。

大阪府立弥生文化博物館：令和8年1月後半から3月まで、2階の第一展示室と第二展示室を閉室。

大阪府立近つ飛鳥博物館：令和7年8月から令和8年3月まで、常設展示室と特別展示室を閉室。

※ただし地階および1階の普及ゾーンは利用可能

令和7年11月から12月まで、全館休館。

※ただし大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、博物館屋上大階段等は利用可能

- ・民家集落博物館については、上記②③のイベントの開催場所とするため、モニターを②③のイベント参加者として設定し、効果検証を行うことも可能とする。

提案を求める内容(3)ー①

- ・本事業の事業趣旨を十分に理解したうえで、モニターツアーの実施に最適な参加対象者、人数を提案してください。
- ・参加対象者に適した具体的なツアー内容を提案してください。
- ・モニターツアーの効果検証手法を提案してください。

② 日本民家集落博物館を核とした周遊イベント

日本民家集落博物館を核として、(2)で検討した新コンテンツのうち、周遊効果がより見込まれるコンテンツ内容を具体的に企画検討したうえで、周辺の市町村に所在する文化観光資源と連携し、周遊が促進される魅力あるイベントを開催する。

イベントの開催にあたっては、様々な人にイベントの魅力が伝わり誘客につながる広報を行うこと。また周遊動向の把握や参加者へのアンケート等により、その効果を検証すること。

【想定する参加対象者と期間】

- ・一般応募による参加者（インバウンドも含む）、開催期間1か月程度

【留意点】

- ・イベント実施に必要な関係機関・施設等への申請、連絡、調整等については発注者とあらかじめ協議のうえ、受託事業者が行うこと。
- ・例えばデジタルスタンプラリーなど、インターネットを活用して参加者の動向や満足度が集計できる等、実施効果を検証できる内容とすること。
- ・参加者に記念品を付与するなど、誘客・周遊が促進される内容とすること。
- ・参加者が、文化観光資源の情報を楽しく効果的に得られる内容とすること。
- ・本事業を効果的に宣伝し、集客を図るため、広報計画を策定し、発注者の承諾を得た上で広報を行うこと。

提案を求める内容（3）－②

- ・テーマ、ターゲット、参加見込み者数のほか、周遊対象とする文化観光資源やコース、周遊が促進されるような記念品等の参加者特典を独自のノウハウや知見を活かして提案してください。
- ・多くの参加者からのデータ収集ができるよう、イベントへの誘客を図るため、効果的な広報媒体や手法、効果検証方法などについて、提案してください。

③ 日本民家集落博物館が有する文化財等を活用した参加体験型イベント

日本民家集落博物館を核として、(2)で造成した新コンテンツのうち、博物館内の民家や屋外空間を活用した魅力あるイベントを企画・運営・効果検証をすること。内容は博物館の特長を活かした、参加者体験型のイベントとし、様々な人が来館の動機づけとなるよう、博物館施設およびイベントの魅力が伝わる広報を行うこと。また参加者アンケート等により、その効果を検証すること。

【想定する参加対象者】

- ・一般応募による参加者（インバウンドも含む）

【留意点】

- ・イベント実施にあたり必要となる関係機関・施設等への申請、連絡、調整等については、発注者と協議の上、受託事業者が行うこと。
- ・イベントでは、飲食店の出店も可能とするが、露店営業等の必要な許可を取得している事業者とし、火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については開催前に発注者と協議・調整すること。
- ・イベント内で消費を促すための企画を検討することが望ましい。
- ・本事業を効果的に宣伝し、集客を図るため、広報計画を策定し、発注者の承諾を得た上で広報を行うこと。

提案を求める内容（3）－③

- ・ イベント開催の時期、テーマ、ターゲット、参加見込み者数のほか、博物館来訪への動機づけとなる魅力的なイベント内容を、独自のノウハウや知見を活かして提案してください。
- ・ イベントへの誘客を図るため、効果的な広報媒体・手法や、イベント実施に伴う効果の検証方法について提案してください。

（4）効果検証・報告書作成

本事業で実施する調査や個別のイベントについて記録するとともに、（1）から（3）の事業目的に照らした検証を行うこと。また府立博物館等を核とした誘客促進に向けて必要な取り組みに関する総合的な検証を行い課題抽出すること。また今後の事業展開につながる手法について考察を行い、報告書を作成すること。

【留意点】

- ・ 受託者は、毎月発注者へ事業の進捗状況を報告すること。
- ・ 効果検証にあたっては、最も効果的な手法を用いること。
- ・ （1）から（3）の実施に際し、関係する者（博物館施設、文化観光施設、文化財所有者、ツアーおよびイベント参加者など）に対するアンケートは必ず実施すること。

提案を求める内容（4）

- ・ 本事業全体の効果検証を行うためのデータ分析および検証手法について具体的に提案してください。
- ・ アンケートの回収率を高める方法について、提案してください。

7. 運営体制・スケジュールの策定

本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、無理のないスケジュールとすること。本件委託運営するため、受託後に発注者との協議を踏まえ、20日以内に全体のスケジュールを示した業務運営計画書を作成し、（1）から（4）に係る業務運営開始までに発注者に提出すること。

提案を求める内容（5）

- ・ 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
- ・ 計画的かつ効率的に遂行できる体制を提案してください。
本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）し、未定の場合については、想定している人材の専門分野等を提示してください。

8. 事業全体にかかる留意点

- ・ 文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識のもと、適切に取り扱われる必要がある。文化財の活用にあたっては、適切な取り扱いによる活用方法であるかどうか、また、各施設の設定理念や各施設が所有する文化財が持つ固有の価値と整合した活用方法であるかどうか、発注者と入念に協議を行うこと。
- ・ 受託者は、業務の具体的な内容については、発注者と協議の上で決定すること。

- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・事業実施状況については、発注者に随時報告すること。
- ・調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・調査に必要となる関係機関・施設等への申請、連絡、調整等については受託事業者が行うこと。
- ・会場使用料、謝金、広報費用、その他業務実施に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受託者が支払うこと。
- ・参加費については、有料無料を問わないが、実費については参加者が負担するなど、イベント内容に応じた適切な価格を発注者と協議の上決定すること。

9. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

令和7年9月下旬を目途に中間報告として、それまでに実施した業務の概要を発注者に提出し、意見交換を行うこと。なお成果物は、印刷物のほか、電子データでも提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として「レポート」及び本事業で実施した調査・分析等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内までに発注者に提出すること。また、提出の際には、事業成果、課題、今後の事業展開につながる手法等、受注者と意見交換を行うこと。なお、成果物は、印刷物のほか、PDF ファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後発注者において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

10. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は発注者が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

11. 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、発注者の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア 契約金額の相当部分を再委託すること。

イ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

12. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。